

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

自動車運送業外国人材受入環境整備促進事業委託業務

(2) 業務の目的

担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野について、特定技能制度の対象分野に追加されたところだが、道内の乗合バス事業者の中には外国人材を受け入れる意向はあるものの、受入体制や人材の不足等により、具体的な取組に着手できていない状況にある。

また、外国人材を受け入れる予定の道内の乗合バス事業者からは採用から実働に至るまでの体系的なノウハウの形成を求める声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、道内の乗合バス事業者の中から、外国人材の受入意向はあるが取組に未着手の事業者を対象として、受入実績のあるバス事業者の下で採用活動や受入手法について研修及び意見交換を実施し、新たな採用活動に繋げるとともに、先行事例等を基礎として採用活動の開始から運転手として乗務するまでのスケジュールや所要の行動等を体系化した手引きを作成することにより、道内バス事業者における外国人材受入の促進を目指すものである。

(3) 業務の内容

① 道内の乗合バス事業者向け研修及び意見交換の開催等

ア 道内の乗合バス事業者の中で、外国人材を受け入れる意向はあるが具体的な取組に着手できていない事業者を対象に、受入実績のあるバス事業者を講師に迎え、採用活動手法、外国人材とのコミュニケーション手法、運転技術等の指導等の手法についての研修を開催するなど、今年度中に事業者の採用活動に繋げるよう努めること。

なお、研修用資料として、道が令和7年度に実施した「自動車運送業外国人材活用推進事業報告書」も活用すること。

また、参加する道内の乗合バス事業者が抱える受入に向けての課題等について、講師から助言等を得られるような意見交換を開催すること。

イ アの研修の募集対象は、令和7年度道委託事業（自動車運送業外国人材活用推進事業委託業務）における「特定技能制度を活用した外国人の受入の意向調査」において「受入に関心がある（高い）が具体的に動き出していない」と回答した13事業者程度の数を基本とする。

なお、募集の周知は道が行うが、開催案内チラシ等を作成すること。

ウ 研修及び意見交換については、参加する道内の乗合バス事業者の取組の着手に繋がる効果的な実施内容及び開催方法について提案すること。

② 外国人材受入に係る手引きの作成

ア 道内のバス事業者における外国人材受入の先行事例等を基礎として、登録支援機関への相談から採用活動の実施、採用後の外国人材の受入、研修実施、外免切替及び大型二種免許取得を経てバス運転手として乗務するま

でのスケジュールや所要の行動について体系化した手引きを作成すること。

イ 作成する手引きについては、道内のバス事業者が実践的な知見を得られる内容とするとともに、マニュアル等の文書による形式に限らず、動画やインターネットサイト掲載など、道内のバス事業者が活用しやすく、取組の着手に繋がる効果的な形式について提案すること。

③ 事業報告書の作成

上記①から②について、実施結果等を取りまとめ報告書を作成すること。
なお、報告書は紙媒体10部及び電子媒体一式とする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

① 法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(道税の納税義務がある場合に限る。個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

⑧ コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の①から③までに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

① 提出期限 令和8年(2026年)4月15日(水)12:00(必着)

② 提出場所 北海道総合政策部交通政策局交通企画課（担当：市川）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線23-769）

③ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限及び場所

(1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

(2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次の①から③に定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

① 提出期限 令和8年(2026年)4月30日(木)12:00(必着)

② 提出場所 前記3の(1)の②に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

5 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

6 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、あらかじめ定めた企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、各審査項目の合計得点を標準点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、すべての審査委員が選定に合意した1者を選定する。（日時、場所は別途通知。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められるおおむね10程度のヒアリング審査参加者を選定する。

7 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

② 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

- ① 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ③ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- ⑤ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- ⑦ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ⑧ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- ⑨ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。